

農業委員会だより

第3号
平成19年6月15日
編集・発行
焼津市本町二丁目16-32
焼津市農業委員会
TEL. 626-2159

農業委員会の仕事

農地法の許可

農地を売買したり貸借するときは、農地法の規定による許可が必要となります。また、造成して宅地などにするときも、同様に許可や届け出が必要です。農業委員会は、これらの許可や届け出の事務を行います。

農地法第三条の許可

農地の売買や貸借には、農地法第三条の規定による農業委員会の許可が必要です。申請は、買ったり借りた土地が耕作目的で使われる見込みがない場合には、許可されません。また、農地取得後の経営規模が一定（50アール）以上となることも許可の

農地賃貸借契約の解約制限

農地法第二十条の許可（通知）

農地の賃貸借契約を解約する場合には、農業委員会の許可が必要です。ただし、合意による解約で一定の要件を満たすものについては、農業委員会に通知すればよいこととされています。

なお、後述する「農用地利用集積計画による貸し借り」には農地法の規定が適用されません。

【平成19年度 農地法等書類受付日等予定表】

処理月		申請受付締切日		補正(完了)日		参考 審査会		総会	
平成19年	7月分	6月25日	月	6月27日	水	7月9日	月	7月17日	火
	8月分	7月24日	火	7月26日	木	8月3日	金	8月10日	金
	9月分	8月24日	金	8月28日	火	9月7日	金	9月14日	金
	10月分	9月25日	火	9月27日	木	10月9日	火	10月15日	月
	11月分	10月24日	水	10月26日	金	11月7日	水	11月14日	水
平成20年	12月分	11月26日	月	11月28日	水	12月7日	金	12月17日	月
	1月分	12月25日	火	12月27日	木	1月7日	月	1月15日	火
	2月分	1月24日	木	1月28日	月	2月12日	火	2月18日	月
	3月分	2月25日	月	2月27日	水	3月7日	金	3月14日	金

1. この日程について

上記の日程は焼津市農業委員会の平成19年度農地法申請等の締切日をお知らせするものです。なお、この日程は他の行事との関係で変更する場合があります。

2. 審査会でのヒアリング

審査会での説明をお願いする場合があります。対象となる事案については、書類受付後お知らせします。

3. 農地法届出

届出は随時受け付けますが、受付後（補正がある場合は完了後）14日以内の受理を目安にしてください。

農業委員会の仕事

農地転用の許可

農地転用の許可（届出）

農地を宅地などに造成して農地以外の土地に変換することを「農地転用」といいます。農地は農地法によって他の土地に変更することが制限されており、農地転用をするには農業委員会の許可（届出）が必要とされています。

農地法四条の許可（届出）

農地の所有者が自分の持つている農地を宅地などに転用する場合は農地法第四条の規定による許可が必要です。

許可に当たっては、

申請地を転用しなければならない¹他の土地では替えられない事情があること。

転用の規模が妥当なものであること。

申請地が「優良な農地」でないこと。

が許可の基準になります。

農地法第五条の許可（届出）

農地転用する目的で買ったり借りたりするには農地法五条規による許可が必要です。許可の条件は四条の場合と同じで必要性や規模の妥当性、優良農地でないことなどです。

市街化区域の扱いも四条と同じ届出となります。

都市計画法の制限に注意して下さい。

市街化調整区域では建物を建てることを目的として行う宅地造成や、建築行為そのものが制限されています。新たな開発行為や建築ができるのは、農家の分家や、日用品店舗など都市計画法で許されるものだけです。

* 線引き前からの宅地で行う建築物も許可の対象とされています。

都市計画法の許可が必要となる農地転用は、同法による許可の見込みが無いと許可されません。

違反には罰則も！

手続は確実に！

農業が事業として維持していくことが難しくても農地が大切な国民の財産であることに変わりありません。個々の農地の中にはどうしても維持していかなければならない理由を見つけるのが難しいものもありますが、そうした判断の場として許可の制度が設けられています。農地転用を行うかどうか考えている人は、確実に手続を行ってください。

たとえ市街化区域であっても、届出をして初めて許可手続から除外されます。届出無しに農地転用を行えば法律違反となることに変わりありません。

全国農業新聞のお知らせ

全国農業新聞を知っていますか。全国農業新聞は、全国農業会議所（農業委員会の集まり）が発行する農業者のための新聞です。

月額600円 1週間に1回（金曜日）発行。

お申込は農業委員会事務局まで。

農用地利用集積事業

手続を簡略化（農地法のバイパス）

1 ページで述べたとおり農地の賃貸借には解約制限があり一度貸したらなかなか返してもらえないという不安が残ります。このため農地賃借による規模拡大が進まない、耕作できなくなっても貸したがない、という問題がありました。

この問題を解決するために「農用地利用集積」という制度が生まれました。細かい説明は省略しますが「農業経営基盤促進法」による賃借は農地法の手続を簡略化し貸し借りをし易くしたものだといえます。貸し借りを希望する人は農協を通じて焼津市に貸し借りの計画（農用地利用集積計画といいます。）を作るよう申し出ます。焼津市では農業委員会の決定を受けて計画を作ります。これで契約成立です。契約は期限がくれば切れて特に手続は必要ありません。

農業者年金新規加入についての説明会を 8 月 10 日(金)に焼津市役所でおこないます。事前予約のため、詳しくは農業委員会事務局(6 2 6 - 2 1 5 9)にお問合わせください。

農業者年金のメリット

- 1 確定拠出型で長期に安定した制度です。
- 2 農業に従事する人は、広く加入ができます。
- 3 保険料の額は自由にきめられます。
- 4 80 歳まで保証が付いた終身年金です。
- 5 税制面でも大きなメリットがあります。
- 6 意欲のある担い手は、保険料助成が受けられます。

私が今しなければならぬこと

焼津市農業委員 法月光子

私が今しなければならぬことが二つあります。
一つは、地域の直売活動を行うなかで、近年、特に生産者の高齢化が進み、後継者不足が目立ってきておりますが、出来れば若い女性にも、農業の楽しさ、大切さを理解してもらい、農業にもっと興味をもってほしいと思います。



色々の試みの中で、消費者の好みをよく把握し、一緒に種子を播き、

苗を育て、収穫の喜びを分かち合うなかで、お客様の喜ぶ顔を見ながら農業の楽しさを伝えられたらよいと思います。

もう一つは、遊休農地の有効活用の問題です。

昔は、梨の里で有名であったこの地域も、後継者不足などで廃業し、それに替わる有効な生産品目も無いことから、遊休化が進んでいるのはとても残念なことです。

梨畑に限ったことではありませんが、所々にこうした遊休農地が見られるようになってきました。

農地は有限であり、全体の農地は年々減少しています。昨今の環境問題のこともあり、緑豊かな田園を永く存続していくためにも、市民全体で知恵を出し合って対策を考えていかなければならないと思います。

こういう現状を皆様によく伝え、協力を仰ぐことが大切と思っています。

男女共同参画の施策の中で

焼津市農業委員 筒井正子

男女共同参画の施策の中で、焼津市に女性農業委員が誕生してから今年で五年目になります。私にとって全く晴天の霹靂のようなこの役目をお受けしてから、月日は矢のように流れていきました。

一期目の三年間は「何も知らない、何もわからない」を盾にして、ただただ頭数合わせ的な認識しか持てず、さぞかしベテラン男性委員さんたちの足でまといのことだったろうと、今さらながら恥ずかしく思っております。

二期目となった現在まだまだひよこであることには変わりありませんが、「わかりませんでは通らないぞ」という自覚が少しは芽生えてきたかもしれません。私たち焼津市の農業も多くの問題、課題を抱えています。後継者問題、耕作放棄問題等・・・過去長年にわたつての問題であり、これからも一朝一夕に解決できることでもないとは思いますが、これらに取り組んで、少しでも糸口を見出していかなくはならない農業委員の一員としての重責を自覚し努力していきたいと思っております。今後皆様方の一層のご指導をお願いいたします。

